

(「規制改革に関する第2次答申」P18～19)

## 生活の場での医療・介護環境の充実

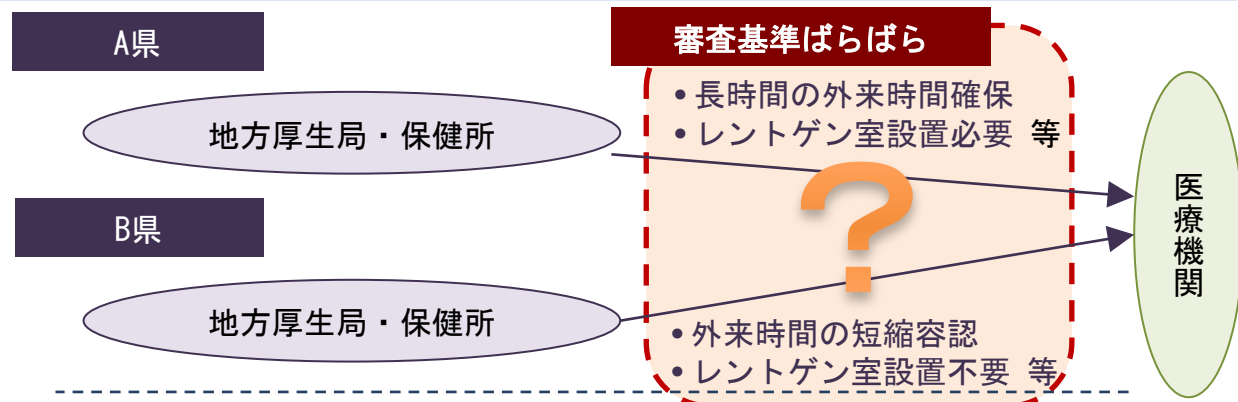
### 現状

- 地方厚生局・保健所によって診療所開設の審査基準に違いがあり、とりわけ在宅診療を主として行う診療所開設の制約となっている

### 在宅診療を主として行う診療所の開設要件の明確化

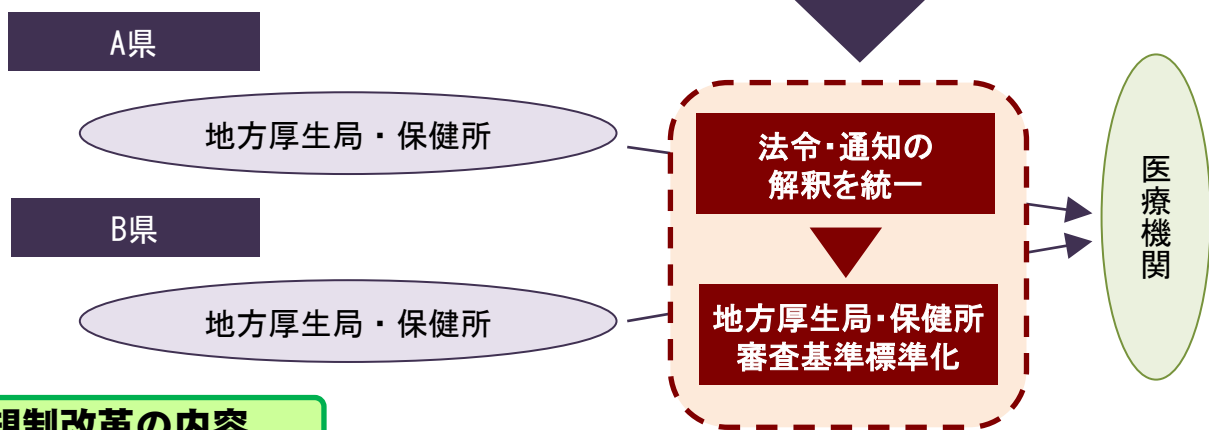
#### 現状

法令・通知の解釈が曖昧であり所轄庁により審査基準がばらばら



#### 見直し後

開設要件を明確化



### 規制改革の内容

- 診療所開設において、必ずしもレントゲン室を設けなくともよい等、開設要件を明確化する。
- 在宅診療を主として行う診療所に対し、外来応需を求める運用の在り方を検討する。

### 想定される効果

- 在宅診療を主として行う診療所の開設審査基準の地域差がなくなり、診療所開設の目処がたてやすくなる。

## 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の仕組みの早期構築

### 現状

- 一般用検査薬は、平成3年までに3検査項目が認められて以降、20年以上にわたり新規項目が認められていない
- 医療用検査薬からの転用の仕組みがない

## 1 医療用検査薬から一般用検査薬への転用体制

### 一般用検査薬としての「検査項目」指定

- 判定基準等の製品品質基準をあらかじめ定める



## 2 購入者への情報提供

### <添付文書等への記載事項>

- 医療機関受診の目安となる測定結果
- 留意事項
- 検査薬によっては正しく判定されない可能性
- 定期健康診断等の受診推奨 等

### <販売時説明>

- 一般用医薬品の分類に応じた情報提供
- 必要に応じた検査結果のフォローアップ・受診勧奨

## 規制改革の内容

- 医療用検査薬から一般用検査薬への転用の体制を構築する。
- 標準審査時間の提示や事前相談制度の明確化を行う。
- 検査薬の適正使用に関する情報提供（添付文書、販売時説明等）や受診勧奨等の仕組みの整備を行う。

## 想定される効果

- セルフケアの推進により国民の健康保持・増進への寄与が期待される。

(「規制改革に関する第2次答申」P19～21)

## 保険者がまず全ての診療報酬明細書の点検を可能とする 仕組みの導入

### 現状

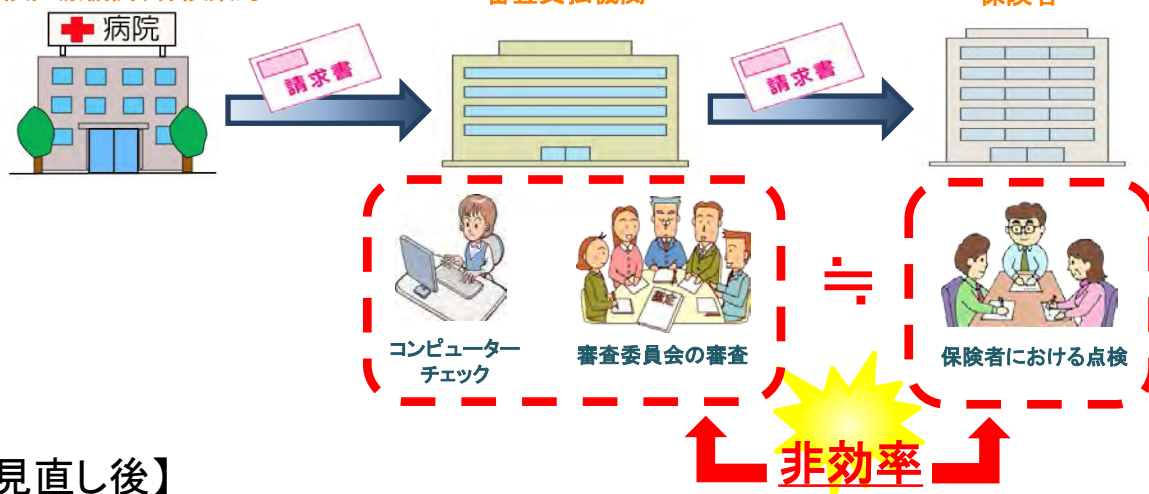
診療報酬明細書については、審査支払機関が請求内容の審査を行っているが、保険者も事後的に同じような点検を行っており、効率的な運営となっていない。

### 【現状】

保険医療機関、保険薬局

審査支払機関

保険者



### 【見直し後】

保険医療機関、保険薬局

審査支払機関

保険者



### 規制改革の内容

- 希望する保険者が、審査支払機関が審査を行う前に、請求内容の点検ができるようにする。

### 想定される効果

- 診療報酬明細書の内容確認という機能の重複が解消され、審査支払業務の効率化が図られる。
- 審査支払機関への審査依頼件数が削減でき、審査手数料の節約に繋がる。

(「規制改革に関する第2次答申」P21～22)

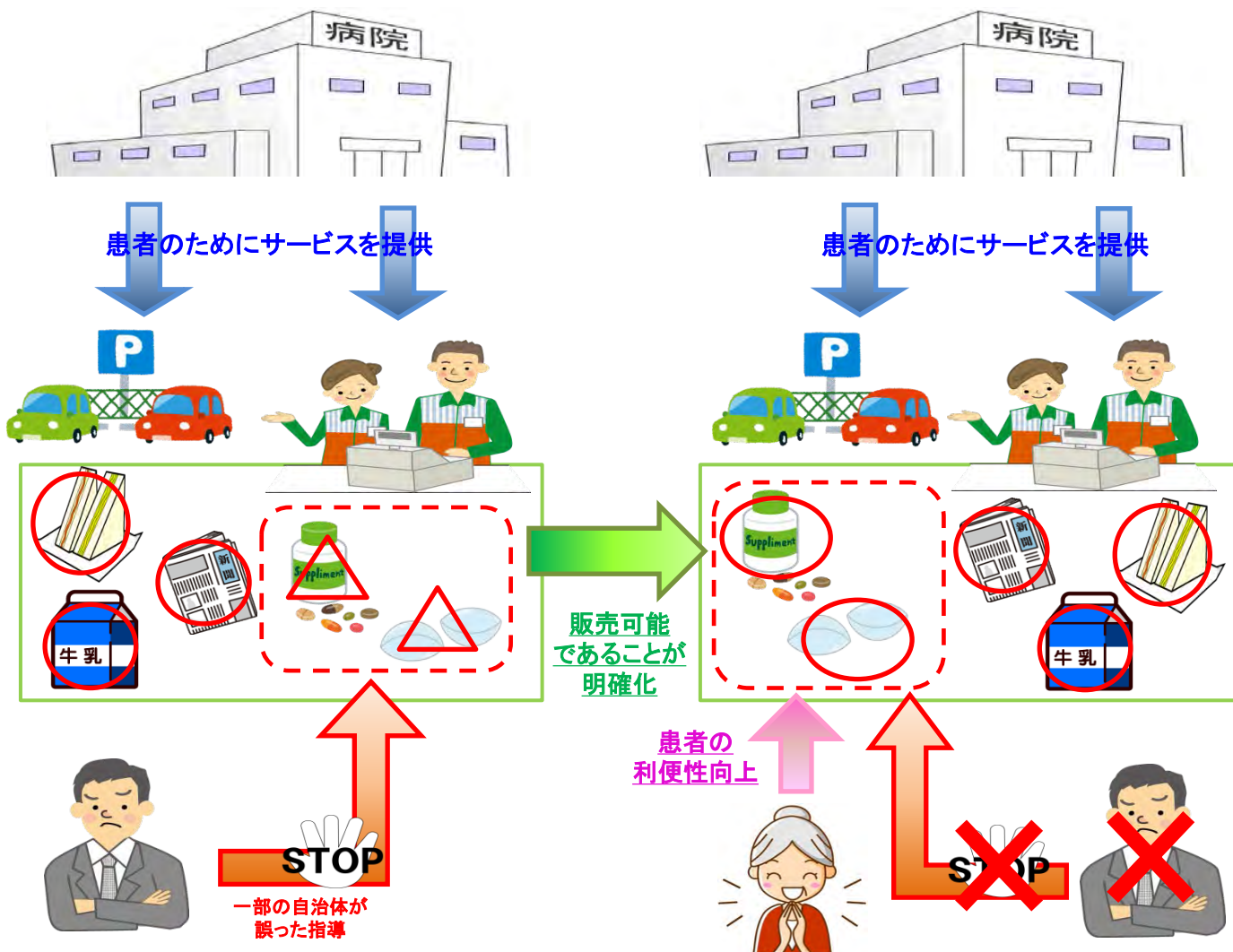
## 医療機関における業務範囲の明確化

### 現状

- 医療機関が患者に対して食品販売などのサービスを行うことは可能であるが、一部の自治体等では、誤った指導によりこれらのサービスを禁止している。

### 【現状】

### 【見直し後】



### 規制改革の内容

- 医療機関において、患者に対してコンタクトレンズ等の医療機器やサプリメント等の食品の販売が可能であることを明確化し、周知する。

### 想定される効果

- 患者のニーズに合ったサービスが適切に提供されることより、患者の利便性が向上する。

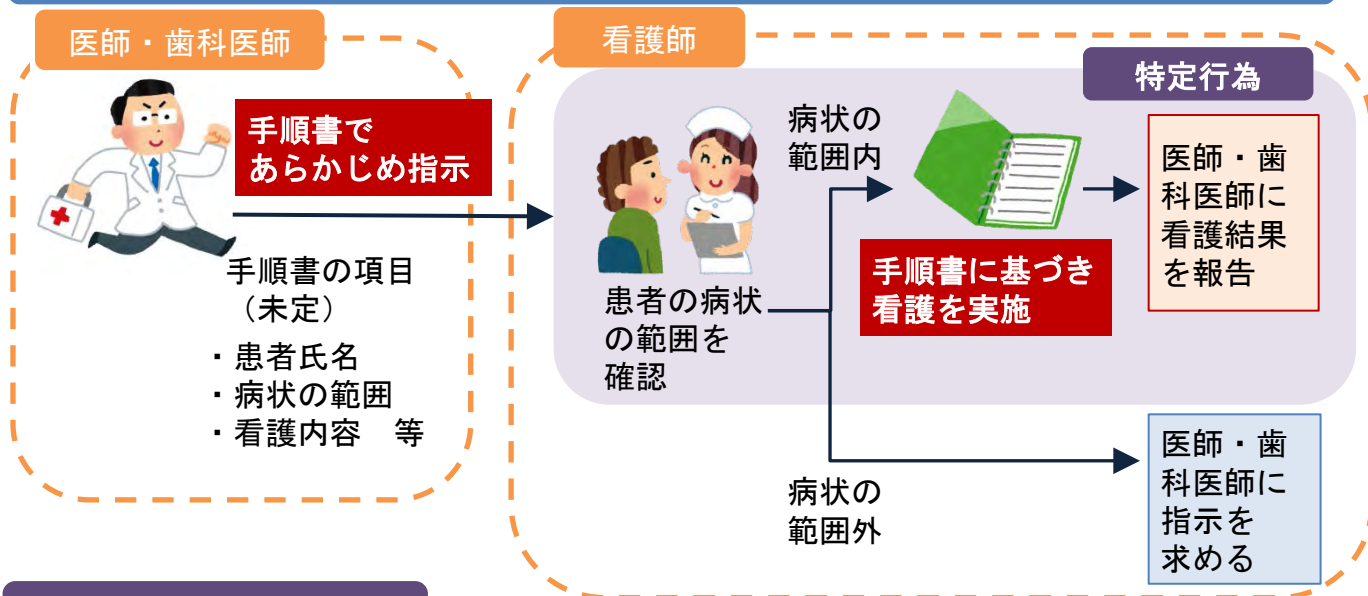
(「規制改革に関する第2次答申」P22～23)

## 看護師の「特定行為」の整備

### 現状

- 在宅医療等の更なる推進により、医師の立会いのない環境は今後ますます増加すると予想される。
- 医師によりあらかじめ出された手順書による指示に基づき、看護師が病状を自ら判断して業務ができる仕組みが必要である。

### <新制度>看護師の「特定行為」の概要（平成27年10月以降）



### 特定行為研修

- 特定行為実施には「実践的な理解力・思考力・判断力」「高度で専門的な知識・技能」が必要
- 「特定行為研修」修了義務付け。研修プログラムは今後医道審議会で検討後に決定

### 特定行為の内容（案）

- 現在の厚生労働省案は41行為（「脱水の程度の判断と輸液による補正」等）
- 今後、医道審議会で検討後に決定

### 規制改革の内容

- 特定行為の研修は、看護師の判断能力等を高めるプログラムとなるよう検討する。
- 手順書の項目を過度に細かく規定しないよう検討する。
- 特定行為に該当しないと判断された行為で看護師が行える行為を周知する。

### 想定される効果

- 特に医師が常駐していない介護施設や患者宅等において医療の質を保ち、看護師が能動的に医師をサポートする効果が期待できる。